

公益社団法人神田法人会 貸室使用約款

- 近隣への迷惑行為や危険物等の持ち込みはお断りします。 公の秩序に従った善良な使用をしていただいております。
- 当会、関係法令の指示に従った使用をお願いいたします。 また、関係官公署への届け出を要する催事はお断りいたします。
- 酒類に関する持込み、催事はお断りします。
- 室内は禁煙です。 所定の喫煙所をご利用ください。
- 粗大ゴミは処分してください。 その他のゴミは所定の位置・用法に従って処分してください。
- 使用後は復元してください。
- 介護犬以外の生物の持ち込みはお断りします。
- 室内外の什器備品等設備の破損等につきましては、修繕もしくは現状復帰に要する費用及びこれにより被った損害をご負担いただきます。
- 楽器類の演奏等、騒音の原因となる催事はお断りします。
- ポスター等の掲示はお断りする場合がありますので、予めお申出ください。
- 使用に係る機材、資料等のお預かりは承っておりません。
- 使用責任者は非常時に備え、非常口、避難通路の位置、消火器具、A E D等の位置を確認してください。
- お申込の譲渡・転貸はお断りいたします。
- 弊会の責に寄らずお申込者のご都合、事情等により生じた損害の賠償には応じられません。
- 本約款に違反のときはお申込又はご使用をお断りする場合があります。 これによりお申込者に生じた損害について弊会は責任を負わないものとし、既納の使用料金はお返しいたしません。
- 天災事変等弊会及びお申込者の責によらない事情により、お申込又はご使用をお断りする場合があります。 これによりお申込者に生じた損害について弊会は責任を負わないものとし、既納の使用料金は全額、弊会所定の方法によりご返金いたします。
- 本約款に定めのない事項は、弊会貸室のご案内等関係書類の各記載事項によります。
- 既納の使用料金には利息を付しません。

空室状況・内覧・法人会に関するお問い合わせはお気軽に！

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目13番地 旺巧ビル4階
公益社団法人 神田法人会 事務局
TEL. 3294-2531 FAX. 3294-2500